

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182	184	395	400	405	412	423
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174	176	368	372	376	380	387

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから600klに引き下げられた。

3 平成29年度税制改正によりビールの定義が拡大され、平成30年3月31日現在で発泡酒の製造免許を有していた者に対し、ビールの製造免許が付与された。

付表 2 果実酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8	8	7	9	10	10	9
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36	40	42	44	45	46	46

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表 3 濁酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（その他の醸造酒））

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192	191	194	198	204	193	187
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191	190	193	197	204	193	187
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155	164	171	175	180	182	186

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)及び国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号))により

みなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第25条(酒税法の特例)に規定する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法及び国家戦略特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。